

不燃・大型ごみを出す日

◇資源ごみ

5日（第1火曜日）

◇小型プラスチックごみ

12日（第2火曜日）

◇燃えないごみ

19日（第3火曜日）

◇燃えない大型ごみ

26日（第4火曜日）

☆スプレー缶、カセットボンベなどは、中身を使い切ってから**必ず穴を開けて**「資源ごみの日」に出してください。

☆ライターは中身を使い切り、ガスを抜いてから「燃えないごみの日」に出してください。

御坊広域清掃センター「直接持込」

◇平日

8:30～16:20

- ・当日「許可証」発行
- ・許可証発行受付は16時まで

◇休日【5月17日(日)】

8:30～11:30

- ・1週間前から「許可証」発行
- ※許可証は市役所で発行します。

家電リサイクルについて

テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）、エアコン（室外機も含む）、冷蔵庫、冷凍庫、衣類乾燥機はごみとして出せません。販売店等に引き取ってもらってください（リサイクル料金、収集運搬料金が必要）。

環境衛生課

☎0738-23-5506

御坊市第3子以降子育て応援（学校給食費助成等）事業

義務教育諸学校に就学する児童から18歳までの児童を3人以上養育する保護者の子育てを支援するため、学校給食費等の助成を実施します。

対 次の3つの条件を満たしている児童の保護者

① 3人以上の対象児童（満18歳に達する日以降の最初の4月1日を迎えるまでの間にある児童）の保護者であること

② 保護者及び対象児童が、市内に住民登録をしていること

③ 対象児童のうち第3子以降が、義務教育諸学校（小学校・中学校）に在籍している児童であること

※就学援助費（学校給食費）、特別支援学校の就学奨励費（学校給食費（100%の支弁）、生活保護などを受給している場合は対象外です。
助成基準額 年額4万円
※対象となる期間が1年に満たない場合は、日数に応じた金額となります。

助成方法

・御坊市立給食センターの学校給食を利用している場合は、対象期間中の学校給食費の実費分を代理納付により支給します。

※基準額に満たない場合は、その差額を別途支給します。
・御坊市立給食センターの学校給食を利用していない場合は、年間の基準額に基づき支給します。

申請に必要なもの

① 申請者（保護者）名義の預金通帳
② みとめの印鑑
③ 扶養していることを証明できるもの（児童全員の健康保険証など）

※申請は毎年必要です。
申請受付 5月11日（月）～

申・問 社会福祉課
☎0738・23・5508

救急車の適正利用のお願い

救急車を呼ばれる傷病者の約半数は軽症です。

本当に緊急を要する傷病者への対応が遅れないよう救急車の正しい利用にご協力をお願いします。

かかりつけ病院等がなく受診できる病院が分からない場合は、電話救急案内をご利用ください。

電話救急案内（24時間体制）

☎073・426・1199
※歯科の診療時間外案内は行っていません。

問 消防署 救命救助班
☎0738・22・0800

令和元年度 個人情報保護制度・情報公開制度の運用状況報告

令和元年度の個人情報保護制度・情報公開制度の運用状況は、次のとおりです。

◇個人情報保護制度運用状況(令和元年度)

個人情報の開示請求件数		0
結果内訳	全面公開	0
	部分公開	0
	非公開	0
	不存在	0
不服申立て件数		0
個人情報の訂正請求件数		0
個人情報の利用停止等の請求件数		0
結果内容	利用停止をする	0
	利用停止をしない	0
不服申立て件数		0

◇情報公開制度運用状況(令和元年度)

情報公開請求件数		5
結果内訳	全面公開	2
	部分公開	2
	非公開	1
	不存在	0
不服申立て件数		0
結果内容	全面公開	0
	部分公開	0
	非公開	0

◇問い合わせ

総務課 庶務係 ☎0738-23-5516